

佐賀県告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十四年一月二十日から平成二十四年二月二十日まで佐賀県交通政策部道路課及び伊万里土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十四年一月二十日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道 路 の 区 域	
	区	間
一般国道 四九八号	伊万里市大坪町字五本松乙四 二六五番地先から 伊万里市大坪町字五本松乙四 二五九番地先まで	伊万里市大坪町字五本松乙四 二六五番地先から 伊万里市大坪町字五本松乙四 二五九番地先まで
	前	後
	七・六	九・五
	九・四	一三・二
	六三・〇	六三・〇
	メートル	メートル
		延長